

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 北郷地区橋梁リニューアル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	『設計・施工に関する基本条件書』の6頁の上段に『河川区域内の施工については非出水期（11月1日から3月31日）に施工するものとする。』とありますが、当該河川のH.W.Lより上方への吊足場の設置撤去作業、及び、その吊足場内での作業（例えば、上部工拡幅工の施工）については、この施工条件には該当しないとの解釈で良いでしょうか。ご教示願います。	河川区域内で計画高水位よりも高い箇所で作業を行う場合は、通年での施工が可能です。 ただし、仮設物を含め一時的であっても河川区域内の計画高水位よりも低い箇所に資機材を搬入する場合は、非出水期で作業を実施する必要があります。 詳細については実施設計に基づき監督員との協議が必要です。
2	『特記仕様書(参考)』の22-21 塗替塗装の中で、22-21-5 材料(4)の表に示される塗装箇所は、白石跨線橋(千歳方面) A1~A2 と白石跨線橋(小樽方面) A1~A2 には、鈹桁区間と箱桁区間が含まれますが、それぞれ『鈹桁』を『鈹桁と箱桁』と読み替えばよろしいでしょうか。同様に白石高架橋(千歳方面) P17~P19 と白石高架橋(小樽方面) P16~P18 は箱桁区間ですが、それぞれ『鈹桁』を『箱桁』と読み替えばよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。

<p>3</p>	<p>『特記仕様書 (参考)』の 22-21 塗替塗装の中で、22-21-5 材料(4)と 22-21-6 施工(1)、及び(2)項の各表の橋梁名等に示される橋梁名は塗替塗装の施工箇所と思われませんが、図面 2/200 の数量総括表に示される塗替塗装の施工数量が記載された施工箇所と一致しません。</p> <p>(『特記仕様書 (参考)』には、施工する橋梁名として、白石高架橋 (千歳方面) P17~P19・白石高架橋 (小樽方面) P16~P18 と記載されていますが、数量総括表の白石高架橋_第一月寒川橋には施工数量の記載がありません)</p> <p>塗替塗装箇所と施工数量については、『特記仕様書 (参考)』と『数量総括表』のどちらを正として考えれば良いでしょうか。また、特記仕様書が正であれば、当該箇所の施工数量も併せてご教示願います。</p>	<p>特記仕様書が正となります。</p> <p>第一月寒川橋の施工数量については下表のとおりです。</p> <p>また、後日訂正公告を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1245 421 2056 571"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗替塗装 (一般部) c-3-(1)</td> <td>m²</td> <td>14,199</td> </tr> <tr> <td>塗替塗装 (一般部) g-3-(1)</td> <td>m²</td> <td>759</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	数量	塗替塗装 (一般部) c-3-(1)	m ²	14,199	塗替塗装 (一般部) g-3-(1)	m ²	759
項目	単位	数量									
塗替塗装 (一般部) c-3-(1)	m ²	14,199									
塗替塗装 (一般部) g-3-(1)	m ²	759									
<p>4</p>	<p>『設計・施工に関する基本条件書』の 4 頁『常設足場設計時の条件』の 3 項目に『上部工拡幅、床版取替、壁高欄取替、壁高欄付属物の撤去・設置、塗替塗装等の管理用足場内の作業時において、・・・』とありますが、この『管理用足場』とは、どのような足場 (吊足場、常設足場、など) を示しているのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>『管理用足場』とは常設足場となります。</p>									
<p>5</p>	<p>『設計・施工に関する基本条件書』の 4 頁『常設足場設計時の条件』の 3 項目に『上部工拡幅、床版取替、壁高欄取替、壁高欄付属物の撤去・設置、塗替塗装等の管理用足場内の作業時において、部材、資機材、足場及び作業員の荷重に対する耐荷性、部材及び資機材等の落下に対する耐衝撃性を有するものでなければならない。』と</p>	<p>『部材』については、設計・施工に関する基本条件書の『常設足場設計時の条件』に記載の作業時の部材であり、上部工の拡幅桁材や拡幅床版、既設床版の撤去部材、新設床版等となります。</p>									

<p>ありますが、ここに示される『部材』とは上部工拡幅工の本設部材（例えば、本設の拡幅桁材や既設床版の撤去部材、新設床版など）も含まれるのでしょうか。もしくは、『同基本条件書』の8頁『作業日及び作業時間』の3項目に示される『・・・常設足場内における撤去床版、拡幅桁及び新設床版の移動が伴う作業・・・』に記載された『撤去床版、拡幅桁及び新設床版』を除いた部材が該当する、と判断してもよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	
--	--

に